**第６号様式（第13条第１項関係）**

年　　月　　日

　大阪府知事　様

住　　　　所

氏名（法人名）

代表者氏名

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における補助金交付申請取下承認申請書

　　　　年　　月　　日付け大阪府指令エネ政第　　　号で補助金の交付決定通知のあった

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における補助金について、中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進補助金交付要綱第13条第１項の規定に基づき、同補助金の交付申請（　　　年　　月　　日付け）を取り下げたいので申請します。

記

１　補助金の額

２　申請年月日

３　交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

４　取り下げる理由

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者（役職・） |  | | |
| 電話番号 |  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) | | |

**第７号様式（第14条関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における実績報告書

　　　年　　月　　日付け大阪府指令エネ政第　　　号で補助金の交付決定通知のあった

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業に係る事業を完了したので、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第12条及び中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　導入したZEV等　　　　　　　別紙のとおり

２　補助対象経費　　　　　　　　金　　　　　　　　円

３　補助金交付申請額　　　 　　　金　　　　　　　　円(千円未満切り捨て)

４　添付書類

ア　補助対象経費に係る請求書の写し

イ　補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合は後日提出すること。）

ウ　本事業により導入したZEVの自動車検査証の写し

エ　本事業により導入したZEV等の写真（要綱第６条関係）

オ　国及び府内市町村の補助事業における補助金の額の確定通知書の写し(添付できない場合は後日提出すること。)

カ　その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者（役職・） |  | | |
| 電話番号 |  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) | | |

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に連絡すること。

**第７号様式（第14条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙①（ZEV用）**

ZEV（ゼロエミッション車）

|  |  |
| --- | --- |
| ZEVを導入した施設の名称及び所在地 | 名　称：  所在地： |
| 導入したZEVの使用の本拠の位置 |  |
| 導入したZEVの種別等 | メーカー名：  車名：  型式： |
| 事業完了日  ※ZEVの新車新規登録日又は外部給電器若しくは急速充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 補助対象経費 | 金　　　　　　　　円 |
| 交付申請等を行った国及び府内市町村の  補助事業 | 国補助金  　府内市町村（　　　　　　）※市町村名を記入 |
| 国補助事業等の補助金確定額  ※当該補助金の額の確定前の場合は交付決定額及び確定見込み額を記入する | ・国補助金事業　　金　　　　　　　　　 円  ・府内市町村　　　金　　　　　　　　　 円 |
| 導入台数 | 台 |
| 補助金交付申請額  (上限を超える場合は上限額。千円未満切り捨て。) | 金　　　　　　　　円 |

（注）１．補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

２．リースの場合はリース期間中のリース料の総額を記載すること。

**第７号様式（第14条関係）　　　　　　　　　　　　別紙②（外部給電器、急速充電設備用）**

外部給電器、急速充電設備

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象車両等を導入した施設の名称 | 名　称：  所在地： |
| 導入設備等  ※該当するものをチェックすること。 | □外部給電器  メーカー名：  型式：  □急速充電設備  メーカー名：  型式：  出力：  充電口数： |
| 事業完了日  ※ZEVの新車新規登録日又は外部給電器若しくは急速充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入 | 年　　　月　　　日 |
| 導入基数 | □外部給電器 　　　 　 　 　基  □急速充電設備 　　 　 　 　基 |
| 補助対象経費（本体等価格） | 金　　　　　　　　円  　　　　 　（金 　　　円／基 ） |
| 補助金交付申請額（本体等価格）  (千円未満切り捨て。) | 金　　　　　　　　円 |

（注）１　補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

２　リースの場合はリース期間中のリース料の総額を記載すること。

**第８号様式（第15条関係）**

大阪府指令　第　　　　号

住　　　　所

氏名（法人名）

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における補助金の額の確定通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　氏名

記

　　年　　月　　日付け大阪府指令エネ政第　　　号で交付の決定をした中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における補助金の額は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第13条及び中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進補助金交付要綱第15条の規定に基づき、金　　　　　　円に確定します。

**第９号様式（第17条第２項関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大阪府知事　様

住　　　　所

氏名（法人名）

代表者氏名

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業における補助金支払請求書

　　　　年　　月　　日付け大阪府指令エネ政第　　　号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進補助金交付要綱第17条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　補　助　金　額 | 金 　　　　　　　　　　　円  （内訳）  確 定 通 知 額　　金　　　　　円  受　領　済　額　　金　　　　　円  今 回 請 求 額　　金　　　　　円 | |
| ２　受　　取　　人  　　（口座名義） | ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ |  |
| 住　　所 | (〒　　－　　　) |
| ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ |  |
| 氏　　名 |  |
| ３　振込先金融機関  　　及び支店名 | 銀 行  信用金庫　　　　　　 　　　　支店  　 　　　　　そ の 他  （その他： 　　　　 　　） | |
| ４　預　金　種　別 | 当座預金　　　　　　　普通預金 | |
| ５　口　座　番　号 |  | |

請求書の押印を省略する場合については、下欄に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 本件責任者： | 連　絡　先： |
| 担当者： | 連　絡　先： |

（注）１．口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。

　　　２．上記２．以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。

３．上記３．は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○市農業協同組合）を記入すること。

４．上記４．は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

５．補助金の振込に係る口座の申請者名義を証する書類を添付すること。

**第10号様式（第20条第２項関係）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大阪府知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

氏名（法人名）　　　 　 　　　　　　　 代表者氏名

財産処分承認申請書

中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第19条及び中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進補助金交付要綱第20条第２項の規定に基づき、申請します。

記

１　処分しようとする財産の明細

２　処分の内容

３　処分しようとする理由

４　その他必要な書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者（役職・） |  | | |
| 電話番号 |  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 送付先  住　所 | (郵便番号 ) | | |

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に連絡すること。